

第151回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和5年8月18日（金）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和5年8月18日（金）午後1時49分
- 3 閉会の日時 令和5年8月18日（金）午後2時55分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
出席14名 欠席3名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	欠席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	欠席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	欠席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	出席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 佐古 和之

総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 令和5年度農地利用状況調査の実施について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 1番 秋山 幸江 17番 和田 修一郎

10 議事の内容

- 議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第151回総会を開会します。（あいさつ）
- 議事録署名委員を指名します。1番 秋山委員、17番 和田委員にお願いします。
- 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。
- 田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。
- 申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請について、北・吉備地区の6ページ6番が取下げになっています。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。
- 第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。
- 申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
- 中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 1ページ1番及び2番は受人が同一のため、まとめて説明します。
- 1番及び2番、受人は原に居住し約1haの農地を耕作する農業者で、増反により原の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 3番、受人は原に居住し、新規農により原の畠を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 4番、受人は本町に居住し、新規農により野殿西町の田を取得しようとするものです。なお、受人は北側隣接地に転用許可を受けて自己住宅を建設中です。
- 地区協議会の審議では、営農計画書の内容の実効性が乏しく、計画の実現可能性に疑義があるとして、営農計画の再提出を受けて判断する必要があることから、保留意見となっています。
- 議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、1番から3番までを許可意見、4番を保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 1ページ5番、受人は下伊福上町に居住し、新規農により大井の畠を取得しようとするものです。なお、受人は渡人から大井の住居も取得予定です。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 6番、受人は浦安本町に居住し、新規農により栗井の畠を取得しようとするものです。なお、受人は渡人から栗井の住居も取得予定です。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は平野で社会福祉事業を営む法人で、申請地の隣接地で保育園を運営しており、社会福祉事業に使用する目的で川入の畑を取得しようとするものです。土地利用計画から取得後の農地を社会福祉事業に係る業務（保育園）の運営に必要な施設の用に供すると認められるため、農地法施行令第2条第1項のハに該当し、例外的に許可が可能と考えます。

8番と9番は交換であること、9番と10番の受人が同一であることから、8番から10番までをまとめて説明します。

8番、受人は川入に居住し、世帯で約73aの農地を耕作する会社員兼農業者であり、交換により川入の田を取得しようとするものです。

9番、受人は川入に事務所を置き、約24.3haの農地を耕作する農地所有適格法人で、交換により川入の田を取得しようとするものです。

10番、受人は9番と同じ農地所有適格法人で、増反により川入の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、9番及び10番については適格法人の要件を満たすことから、いずれも許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は総社市に居住し、世帯で約5.1haの農地を耕作する農業者兼会社役員で、増反により和井元の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員
北・吉備地区協議会で、5番から11番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長
他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員
異議なし。

議長
次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長
2ページ12番、受人は南区東畦に居住し、新規農により御津高津の田及び御津宇甘の田畑を所有権移転しようとするものです。なお、申請人は本申請の許可後に御津宇甘の古家を購入予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は建部町品田に居住し、約3ha耕作する農業者で、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長
御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員
御津・建部地区協議会で、12番及び13番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長
他の委員さん、何かご意見がありますか。

- 全 員 異議なし。
- 議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。
- 逢坂課長補佐 2ページ14番、受人は藤田に居住し、世帯で約20aの農地を耕作する公務員兼農業者で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 15番と16番は受人が同一のため、まとめて説明します。
- 15番及び16番、受人は小串に居住し、世帯で約1.4haの農地を耕作する農業兼会社役員で、増反により宮浦の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 3ページ17番、受人は小串に居住する漁業兼農業者で、新規農により小串の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 18番、受人は大福に居住する農業兼造園業者で、新規農により山田の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 19番と20番は交換のため、まとめて説明します。
- 19番、受人は都窪郡早島町早島に居住し、世帯で約90aの農地を耕作する農業者で、交換により箕島の田を所有権移転しようとするものです。
- 20番、受人は箕島に居住し、世帯で約6haの農地を耕作する農業者で、交換により箕島の田を所有権移転しようとするものです。
- いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 21番、受人は東区西大寺中野に居住する会社員2名と北区田中に居住する看護師で、新規農により西畠の田畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 22番、受人は中区国府市場に居住する看護師で、新規農により西畠の田を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 23番、受人は藤田に事務所を置き、約30.1haの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。
- 適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 24番、受人は北浦に居住する無職の者で、新規農により郡の畠を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4 ページ 25 番、受人は三浜町一丁目に居住し、世帯で約 1.5 h a の農地を耕作する農業兼法人役員で、増反により阿津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26 番、受人は郡に居住し、世帯で約 1.4 a の農地を耕作する農業者で、増反により郡の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27 番、受人は浦安南町に居住する農業兼会社役員で、新規農により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

28 番、受人は西高崎に居住し、世帯で約 1.1 h a の農地を耕作する農業者で、増反により西高崎の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、14番から28番までの15件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)は28件ですが、4番を保留とし、残る27件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

なお、5ページ2番は、9ページの申請等(4)転用事業計画変更承認申請2番と関連がありますので、後ほど併せて審議することとします。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5ページ1番、令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は大窪の持家に申請人1人で生活している農業者ですが、現在の住居が老朽化したことから、現住居を退去し、申請人が耕作している農地の近くの申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

なお、現在の住居及び土地は売却予定です。

農地区分は、農地の広がりが 10 h a 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

- 秋山委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 5ページ3番、転用目的は境内地（是正）です。
- 申請人は建部町建部上に主たる事務所を置く宗教法人で、■寺を運営しています。昭和31年6月以降、申請地を境内地として現況のまま占有していることから、このたび境内地の是正の申請をしようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 佐藤委員 御津・建部地区協議会で、3番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（2）の1番及び3番の2件は、いずれも許可と決定してよろしいか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
- 中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 6ページ1番、転用目的は事務所用地です。原形復旧をする一時転用で、転用期間は許可日から令和8年2月28日までです。
- 申請人は、東京都港区に本店を置く総合建設業者です。このたび■工事を施工することになり、建設現場の事務所及び駐車場として、施工場所に近い申請地に賃貸借権を設定し、事務所用地として一時転用しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 2番、転用目的は自己専用住宅です。
- 申請人らは舟橋町の持家に申請人らと妻と子1人で生活しており、家財道具が増え手狭になったこと、申請人（子）が結婚し同居することからさらに手狭になることから現住居を退去し、申請人（子）の職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却予定です。
- 農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から5番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

これらはいずれも令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

3番、申請人は白石西新町の借家に申請人と妻で生活しており、出産の予定があり、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は平野の借家に申請人と妻と子ども1人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の勤務先に近く、申請人の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人らは、尾上の借家に申請人らと子ども1人で生活しており、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く生活環境が変わらず、申請人(妻)の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、備前一宮駅から半径300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 6ページ6番は取下げです。

6ページ7番、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。永久転用を目的とした一時転用で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は高松に事務所を置き木材業を営む法人ですが、従業員用の駐車場が不足し、また業務拡大で資材置場が必要となったため、法人代表者の所有地であり、事務所に近い申請地に使用貸借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、7番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

7ページ8番、転用目的は露天駐車場、参道です。永久転用を目的とした一時転用で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は北区奉還町四丁目に事務所を置き [REDACTED] の委託事業を営む法人で、御津勝尾にて運営する [REDACTED] の駐車場が少なく、混雑時には参拝者の車による大渋滞が発生し近隣に迷惑をかけていることから、当該 [REDACTED] に隣接する申請地に使用貸借権を設定し、露天駐車場、参道として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、8番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 7ページ9番から14番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和5年3月30日付で農振除外済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

9番、申請人らは東区益野町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫婦の勤務先及び夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人らは万倍の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人らは浜野一丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の勤務先及び、妻の実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は北区白石東新町の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫婦の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は妹尾の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫婦の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人らは西市の借家に夫の母、夫婦、子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫婦の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、南区役所から半径 500 m 以内の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ15番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は倉敷市連島町鶴新田の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近くなる祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的

は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は露天資材置場・露天駐車場です。永久転用を目的とした一時転用で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は北七区に事務所を置き、建設業等を営む法人ですが、資材等の保管場所が不足しているため、県道沿いで資材の搬出等が容易な申請地に賃貸借権を設定し、露天資材置場・露天駐車場として転用するものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、18番は同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

17番、申請人は北区立田の叔父所有の一戸建住宅に両親と生活していますが、結婚することとなり、現在の家では手狭となるため、祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は中区海吉の借家に両親と弟の4人で生活していますが、大家から老朽化し解体するので退去して欲しいとの申し出があつたため、申請人及び弟の勤務先に近くなる申請地に所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は露天駐車場・露天資材置場で、現在一時転用中です。申請人は迫川に本店を置き、畜産関係の機械製造業を主な事業としていますが、業務の拡大により社員用駐車場及び資材置場が不足しているため、本社及び既存資材置場に隣接した申請地を露天駐車場・露天資材置場として令和2年8月に一時転用許可を受け使用してきました。引き続き同様に使用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員　南区協議会で、9番から19番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(3)は、取下げの6番を除く、1番から19番までの18件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について及び、4条申請2番についての審議に入ります。

中・中央地区の説明をお願いします。

田尾係長

9ページ1番、令和5年3月22日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件で、変更の内容は許可となっている通路部分が隣接農地の通路として必要となったため面積が変更となります。その他の変更はありません。

なお、農地への通路となる部分は、施行規則第29号第1号該当転用届が提出済みです。

5ページ申請等(2)の2番と、9ページ2番をご覧ください。4条申請と事業計画変更承認申請が同時に申請されていますので、あわせて説明いたします。

転用目的は、市道拡幅用地です。

計画変更承認については、令和4年10月18日付で市道拡幅用地を目的に許可になったものです。

当初の計画では、申請地は市道横井上3号線に面していますが、道路幅員の割に交通量の多い路線で車両が行きかいしにくく、申請地に車両が進入し退避している状況です。車両が行きかいしやすくなるように、北区土木農林分室と相談し、アスファルト舗装等、道路として整備するのであれば申請地の寄付を受ける回答を得たので、申請人らが共同で拡幅工事を行うもので、4条申請許可後、地元への説明を行う中で、周辺住民からクランクしている部分について見通しがかなり悪く事故が起りやすい場所のため、もう少し拡幅してほしいという要望があり、許可を受けていない農地について4条申請を追加し、全体として事業計画変更承認申請を行い、市道拡幅用地として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員

中・中央地区協議会で申請等(4)の1番及び2番、並びに申請等(2)の2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも承認・許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議全員

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議全員

それでは申請等(4)の1番及び2番の2件については、いずれも承認、申請等(2)の2番については、許可と決定してよろしいですか。

議全員

異議なし。

議長

それでは、そのように決定します。

次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐

申請等(5)所有権の移転は、10ページ北・吉備地区1番及び11ページ南区1番の2件です。

これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、10ページ1番は農地の所有者から財団への所有権移転で、11ページ1番は財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっていました。

す。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

田尾係長 次に、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 12ページ1番から16ページ14番までの14件で、すべて相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（6）については、14件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、17ページ1番から5番までの5件で、転用目的は、産業用の事務所1件、露天駐車場2件、宅地造成1件、進入路1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、18ページ1番から5番までの5件で、転用目的は、露天駐車場1件、長屋住宅・グループホーム1件、一戸建の建設1件、分譲住宅地1件、住宅の建築1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、19ページ1番から20ページ7番までの7件で、解約理由は耕作目的7件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、21ページ1番から4番までの4件で、内容は、農業用通路2件、農作業車両の駐車場（是正）1件、農業用倉庫1件です。

報告（5）農地改良届については、22ページ1番から4番までの4件で、内容は普通野菜畑3件、果樹園1件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

議員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（9月19日（火）岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時55分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員